

# 令和5年度「夏の交通事故防止運動」実施要綱

## 1 目的

この運動は、夏休みに入るこの時期に、夏の開放感、暑さによる疲労、レジャー先での交通量増加等による交通事故の増加が予想されるため、県民総ぐるみで交通安全運動を展開し、広く県民に交通安全意識の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることで交通事故防止に資することを目的とする。

## 2 主唱

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

## 3 推進機関

県、県警察、各市町村  
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体

## 4 実施期間

令和5年7月11日（火）～7月20日（木）

## 5 スローガン

交通安全 いつも心に <sup>かごしまじ</sup>鹿児島路

（選定理由）県民一人一人が、いつも心に交通安全を第一に考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践して交通事故防止に努める鹿児島の道路であることを願い、上記スローガンを選定した。

## 6 運動の重点

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 自転車の安全利用の促進～かごしま自転車条例の更なる理解促進
- (3) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

## 7 運動重点の選定理由等

### (1) 子どもと高齢者の交通事故防止

（選定理由） 令和4年中、子ども（中学生以下）が関連する交通事故は407件発生し、前年同時期に比べ85件減少したが、令和5年3月末現在では102件発生し、前年同時期に比べて4件増加している。

例年この時期は、夏休み前の開放感から、子どもの道路への飛び出しや誤った自転車通行による交通事故の多発が懸念される。

一方、高齢者の交通事故については、平成15年以降、20年連続で全死者数の過半数を占めており、令和5年3月末においても全死者11人のうち8人を高齢者が占めている現状からも、高齢者の交通事故抑止対策が喫緊の課題となっているため。

- （推進事項）
- ・ 通学路等における子どもの安全の確保
  - ・ 「プラス1（ワン）運動」の展開  
（道路横断中の左側確認、夜光反射材、明るい服装）
  - ・ 参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室の実施
  - ・ 思いやり運転の励行
  - ・ 子どもに対する交通安全指導・保護誘導活用の徹底
  - ・ 運転中のスマートフォン使用等、ながら運転防止対策の徹底
  - ・ 車両運転時における歩行者保護の意識の醸成
  - ・ セーフティカー・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発
  - ・ 高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底

## (2) 自転車の安全利用の促進～かごしま自転車条例の更なる理解促進

(選定理由) 令和4年中、自転車利用中の交通事故死傷者297人のうち、ヘルメット着用者は53人で、着用率は17.8%と低調であるとともに、交通事故の約9割には自転車側にも何らかの原因（法令違反等）があった。

本年4月から施行された改正道路交通法で、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたところであり、この機会に更なる自転車の交通秩序の整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、「かごしま自転車条例」や「自転車安全利用五則」の更なる理解促進・周知徹底を行う必要があるため。

- (推進事項) ・ 「かごしま自転車条例」の理解促進、「自転車安全利用五則」の周知徹底
- ・ 自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用促進
  - ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知徹底
  - ・ 自転車利用中の傘さしやスマートフォン使用等、危険運転の絶無
  - ・ ハンドル、ブレーキ、ライト等車体の点検整備の励行
  - ・ 夜間のライト点灯の徹底と夜光反射材の車体への装着の促進

## (3) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(選定理由) 令和4年中、本県における一般道での後部座席のシートベルト着用率は33.0%（全国平均42.9%）チャイルドシートの使用率は63.4%（全国平均74.5%）であり、いずれも全国平均と比べて低い数字となっている。

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故発生時に命を守る大切な装備であることから、全ての座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用を徹底する必要があるため。

- (推進事項) ・ 「全席ベルト着用！！『します・させます運動』」の推進
- ・ シートベルトとチャイルドシートの着用による安全効果についての理解促進
  - ・ チャイルドシートの使用と確実な取付けの励行

## 8 その他の取り組み事項

### 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する交通ルールの理解促進

(選定理由) 本年7月1日より道路交通法が改正され、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として走行場所が自転車と同様となるなどの新たな交通ルールが適用されることになった。

特定小型原動機付自転車は、16歳以上であれば運転免許も不要で、自転車と同様に免許取得歴のない若者や免許返納後の高齢者等の身近で手軽な移動手段となることが予想される一方、適用される交通ルールの無知による交通事故等が増加するおそれがあることから、広く県民に対し交通ルールの理解促進を図る必要があるため。

- (推進事項) 特定小型原動機付自転車の交通ルールについての理解促進